

福島県農林水産物の風評払拭に向けた 農林水産省の取組について

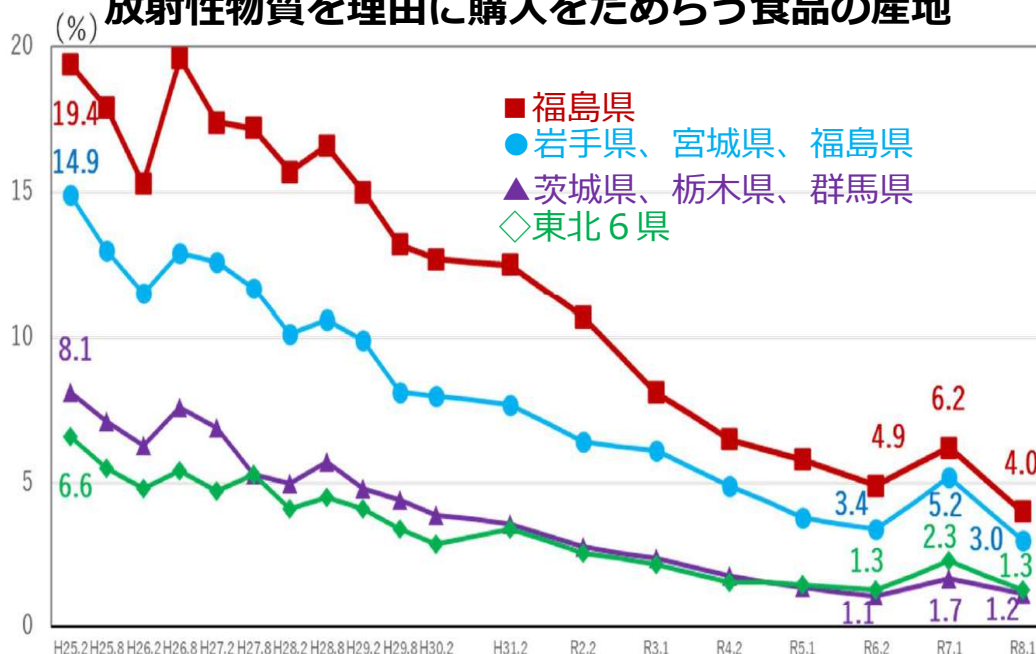
令和8年9月

農林水産省

福島県産品の現状について

- 放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は、相当減少（4.0%）。
- 福島県産品と全国平均の価格差の推移は、概ね回復傾向にある。一方で、価格差が震災前のポジションに戻っていない品目も存在。

放射性物質を理由に購入をためらう食品の産地

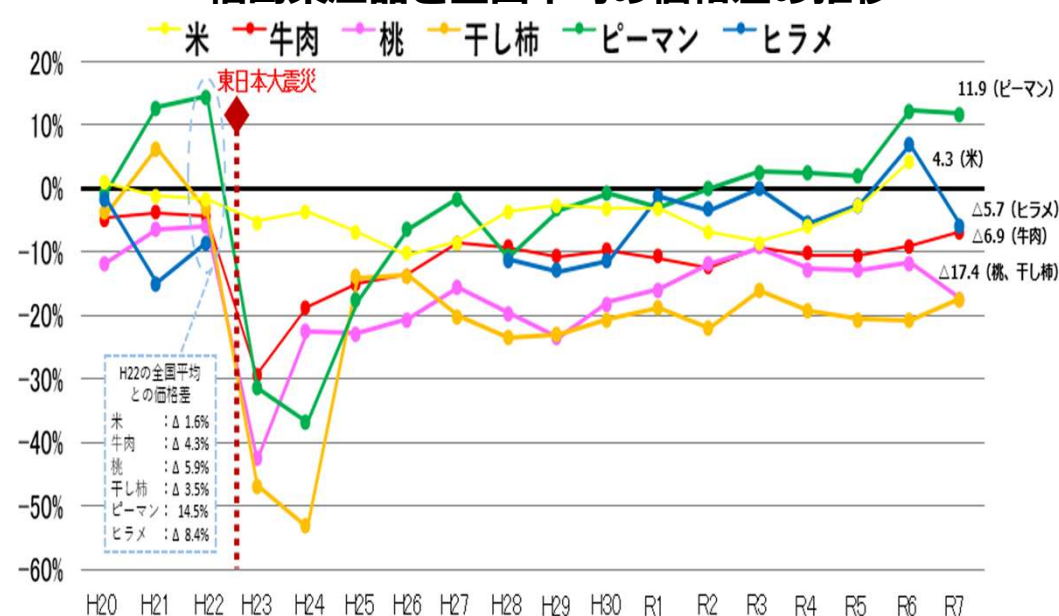


(注)

調査対象者全体(5,176人)のうち、放射性物質を理由に福島県や東北地方等の食品の購入をためらう人の割合。

資料:「風評に関する消費者意識の実態調査(第19回)」について(令和8年3月5日消費者庁公表)

福島県産品と全国平均の価格差の推移



(注)

※指数は福島県産品と全国平均の価格差を全国平均の価格で割った値である。

※米は産年単位、牛肉、干し柿及びヒラメは年度単位、桃及びピーマンは7～9月の値である。

※令和7年度は令和7年12月までの実績である。

※干し柿にはあんぽ柿以外も含まれる。

※ヒラメは平成28年に試験操業の対象魚種となり出荷が再開された。

データ出所:米は農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推定値、それ以外は東京都中央卸売市場「市場統計情報」

流通段階における取扱姿勢の評価、取扱減少の理由

MAFF

- 消費者自身は比較的「前向き」に評価している一方、小売・外食業者は概ね「中立的」と評価しているなどの認識の齟齬の解消に向けた、更なる取組が必要。
- 震災前より取扱いが減少したなどの理由として、「他産地産のもので賄えるから」、「供給量が少ないから」と答える事業者が上位を占めており、福島県産を取り扱ってもらうための取組が必要。

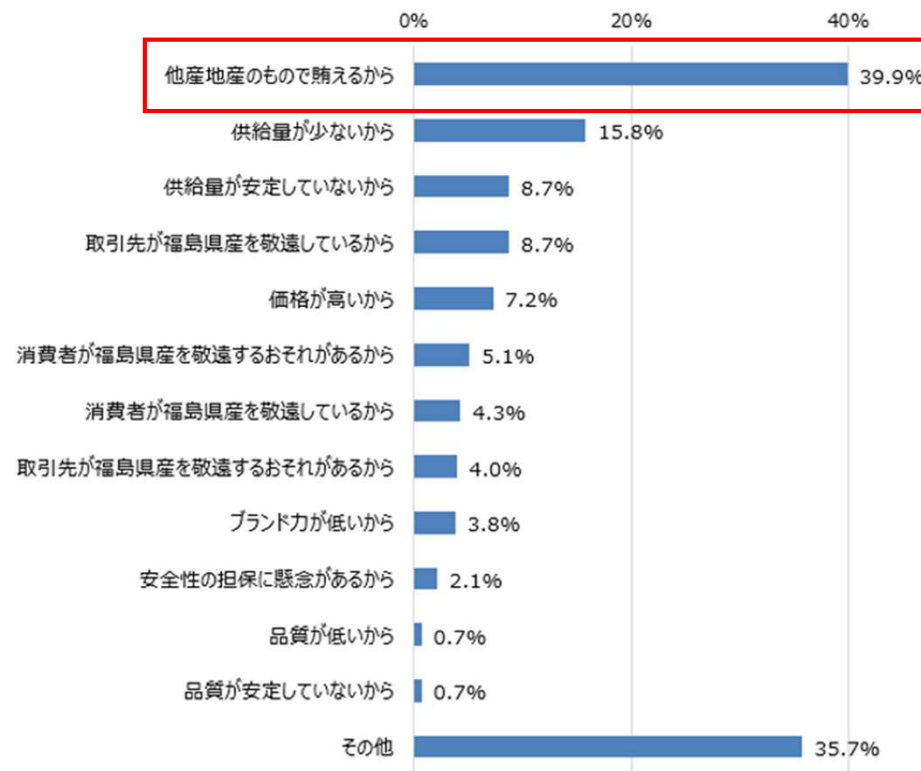
福島県産品の取扱姿勢の評価（自己評価・他社評価）

	取扱姿勢・購入姿勢					
	卸売	仲卸	加工	小売	外食	消費者
卸売による評価	4.2 (87)	3.8 (66)	3.5 (67)	3.5 (77)	3.7 (62)	
仲卸による評価		3.7 (277)	3.2 (106)	3.2 (172)	3.1 (149)	
加工による評価			3.3 (173)	3.2 (56)	3.0 (31)	
小売による評価				3.5 (304)		3.1 (176)
外食による評価					3.2 (305)	3.1 (107)
消費者による評価						3.6 (-)

（注）農林水産省「令和7年度福島県産農産物等流通実態調査」。

「5：前向き」「4：やや前向き」「3：どちらともいえない」「2：やや後向き」「1：後向き」の5段階評価の平均値。カッコ内の数値は、評価する側とされる側の組合せごと回答数。
消費者自身の姿勢については、全国の消費者への調査での4,000人の回答。

震災前より取扱いが減少、取扱いが無くなった、現在も取扱いが無い理由



（注）農林水産省「令和7年度福島県産農産物等流通実態調査」。

「震災前から取り扱っており、震災前から減少した」「震災前は取り扱っていたが、震災後取扱いがなくなった」「震災前も現在も福島県産の取扱いはない」事業者のみ対象。

風評影響軽減のための販売促進事業について①

MAFF

- 福島県産農産物等流通実態調査の結果を踏まえ、復興庁や経済産業省と連携し、食品小売業をはじめ食品事業者241団体に対し、他県産品との公平な取扱いを要請。（令和8年5月19日）
- 流通段階での福島県産農産物等の取り扱いが戻るよう産地競争力の強化や販路拡大の取組を後押し。

食品事業者241団体への協力要請内容

- ① 消費者の福島県産品に対する購入姿勢が比較的前向きであることを踏まえ、販売フェア等の開催や常設的な取扱いの拡大。
- ② 福島県内の生産者等によるマーケティングへの参画・助言などを通じた、福島県産品のブランド力向上に向けた協力。

食品流通事業者等に対する今後の取組

流通段階での福島県産農産物の取り扱いが戻るよう、

- ① 小売業者・外食業者などが福島県産農産物等を前向きに評価できるデータや内容を掲載したチラシやWEBを活用した情報発信
- ② 農業者と実需者のマッチング推進等による販路拡大の取組を後押し

産地競争力強化の取組

[品種・生産・防除・輸送技術の開発、産地活動の支援]

- ・ 共同防除組織が行う薬剤防除の効率化に必要な機械の導入
- ・ 加工品の試作及び求評会の開催
- ・ 輸出相手国への流通に必要な保鮮流通技術等の実証
- ・ 県オリジナル新品種を開発するための研究
- ・ 安定生産と高品質化によるブランド力向上に向けた機械導入

[第三者認証GAP等の取組支援]

- ・ GAP導入に必要な研修やGAPの新規取得・継続
- ・ 有機JAS認証の取得に係る研修受講や審査



風評影響軽減のための販売促進事業について②

MAFF

- 水産業において、ALPS処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、被災県産水産物の取扱拡大等への支援とともに、消費者が安心して購入していただけるよう支援。
- 農林業においても、福島県産品の販売棚の確保等に向けた取組を引き続き支援。

水産物の販売促進

- 被災県産水産加工品の販売促進、情報発信
 - ・ 大手寿司チェーンや外食店等でフェアを開催
 - ・ 量販店・専門鮮魚店等における販売を支援
 - ・ EC販売業者と地元加工業者のマッチング・商品開発を支援
 - ・ 海外バイヤーを被災地に招聘し、産地訪問の機会を創出
- 福島県産水産物の販売促進
 - ・ 大型量販店において、「福島鮮魚便」として常設で販売
 - ・ 地元消費を着実に増やすため消費地市場の水産卸等を支援
- 消費者への魅力等の発信
 - ・ 福島県をはじめとした被災地産水産物の魅力等に関する情報を発信する取組を支援
- 経産省、復興庁とともに「三陸・常磐ものネットワーク」の取組を支援



量販店の販売コーナー



海外バイヤーの産地招聘

農林産物の販売促進

- 被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の運動を継続して展開
- 福島県産農林産物の取扱拡大を支援
 - ・ 量販店等で販売コーナーの設置、フェア・商談会の開催、バイヤーツアーの実施等ブランド化を支援
 - ・ オンラインストアにおける出店支援、出店者や商品の情報紹介サイトの運営等による福島県産品の魅力発信を支援
 - ・ テレビCM等を活用したイメージ向上や科学的根拠に基づく安全性の発信を支援
 - ・ 輸出可能国・地域で商談会・展示会参加や試験販売開催等の販売促進を支援
 - ・ 専門家のサポート等による生産者の販路開拓等の支援



バイヤーツアーの実施



海外でのフェア

- ▶ 本年8月にJAふくしま未来「あんぽ工房みらい」は、台湾向けに本年産ももを初出荷。
- ▶ 令和7年11月に日本産食品の輸入規制が撤廃され、台湾向けの福島県産ももの本格的な輸出は、平成22年（2010年）以来16年ぶりの再開。

ももの輸出促進の取組事例

- ・ JAふくしま未来・JA全農福島・福島県が連携し、JAふくしま未来の選果場「あんぽ工房みらい」（伊達市）より8月17日に約200kgの福島県産ももを台湾向けに出荷。9月初旬まで輸出を継続し、本年産ももの輸出目標は4.5トン。
- ・ 台湾向けももの輸出実績（トン）

H21年	H22年	R5年	R6年	R7年	R8年
52.2	18.4	0.05	0	0.7	4.5
(目標数量)					

福島県調べ
※R5年以降は試験的な輸出を実施

- ・ 台湾は令和7年11月に日本産食品に対する全ての輸入規制を撤廃。
- ・ 今年9月には、台湾の百貨店（「遠東SOGO台北忠孝店」など）にて、福島県産ももの魅力を発信する販売促進活動として試食販売等を実施する予定。
(福島県農林水産業復興創生事業を活用)



台湾向けももの輸出について（報道状況）

「ふくしま」東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故で中断していた、県産桃の台湾への本格的な輸出が16年ぶりに再開される。台湾は震災前、県産桃の最大の輸出先だった。県とJAふくしま未来、JA全農福島が連携し、17日から9月11日まで計約4.5トンを出荷する。台湾は、原発事故に伴って日本産農産物の輸入を規制。同県産などは2011年以降、放射性物質検査報告書が求められた。日本政府の働きかけなどを受け、昨年11月に輸入規制が撤廃され、試験的な輸出が始まった。今年7月には、台湾当局による現地検査も実施。新たに2カ所（福島市、伊達市）の登録果場が追加され、輸出再開に向けた体制整備が進んでいた。今回は、登録果場の一つ、ふくしま未来の「あんぽ工房みらい」（伊達市）から「川中島白桃」「幸四郎」の2品種が輸出される。県産桃の輸出量は東日本大震災が起きた11年度にゼロとなり、その後は徐々に回復。昨年度は44.7トンだった。台湾はもとより県産桃の主要輸出先。09年度の桃総輸出量54.1のうち52.2を占めた。

令和8年8月14日
日本農業新聞朝刊

福島産桃 輸出再び
17日から 16年ぶり台湾へ



台湾向けに梱包されたものの荷姿（撮影：福島県）



台湾の小売店で販売されたもの（撮影：JA全農福島）

- 水産物の安全性と消費者の信頼確保のため、トリチウムのモニタリングとともに放射性セシウムの検査への継続的な支援を実施。
- 食品中の放射性物質の検査結果や生産現場での放射性物質低減のための取組等について、関係府省と共同した情報発信により、消費者の理解向上を図る。

水産物の放射性物質検査

○ トリチウムを対象とするモニタリングの実施

- ・ 令和4年6月からトリチウムを対象とする水産物の精密分析（200検体/年）を開始し、分析結果を省HPに掲載。分析結果は6検体を除き検出限界値未満。検出された6検体も、WHOによる飲料水の基準の1万分の1と非常に低い値。
- ・ 令和5年8月からは迅速分析（250検体/年）を前記精密分析に加えて実施し、分析結果を速やかに省HPに掲載。結果は全て検出限界値未満。

○ セシウムの検査への継続的な支援

- ・ 検査結果の日本語・英語による農林水産省HPへの掲載。
- ・ 一般消費者向け、海外向け（英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、タイ語）のパンフレットを作成して説明会等に活用。
- ・ 店頭で消費者等が商品の安全性を簡単に確認できる仕組みの構築を支援。



トリチウムの分析機器

拡大



食品中の放射性物質に関する情報発信

○ 農林水産省ホームページ（日本語・英語）による情報提供

- ・ 食品中の放射性物質の検査結果、生産現場での低減対策取組等について掲載。
- ・ 生産者等の復興に向けた取組を紹介する動画を配信。
令和7年度は岩手県のアワビ、宮城県のワカメ、福島県のいちごや大規模牧場等を紹介。

○ 関係府省※と連携した意見交換会等の開催

- ・ 食品と放射性物質に関するリスクコミュニケーション
 - 一般向け意見交換会
(令和7年度実績4回)
 - 親子向けイベント
(令和7年度実績2回)



(一般向け意見交換会)



(親子向けイベント)

※消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、経済産業省（共催）。

○ 震災復興展示

- ・ 毎年3月に農林水産省内において東北3県の復興の歩みを展示。併せて福島県内の高校生によるミニ講座を開催。

- 原発事故に伴い55の国・地域が食品への輸入規制を措置しましたが、政府一丸となった科学的根拠に基づく働きかけや情報発信の結果、50の国・地域が規制を撤廃。
- 農林水産省のHPにおいては、食品の安全性や安全性を確保するための取組、日本政府の立場等について英語でも情報発信。
- また、輸入規制を続ける国・地域に対し、海外現地において日本産農林水産物・食品の魅力や安全性について発信する等、規制の撤廃を働きかける。引き続き政府一丸となって粘り強く働きかける。

原発事故に伴う輸入規制の概要

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	50	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア、台湾
	輸入規制を継続して措置	5	ロシア
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	1	
55	一部は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	1	ロシア
	一部の都県等を対象に輸入停止	4	
			中国※1、香港、マカオ、韓国

※1 37道府県の水産物の中国向け輸出については、輸出関連施設の登録手続き等が完了され次第、実施可能。

※2 ALPS処理水の海洋放出に伴い、ロシア、香港、マカオが、更に日本産水産物等を輸入停止

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.htmlの一部

農林水産省HPにおける食品の安全性に係る情報発信

Food Safety and Radionuclides after March 2011

Food Safety and Radionuclides after March 2011(PDF : 1,173KB) 

Footage from Fukushima prefecture



<https://www.maff.go.jp/e/policies/market/reference/reference.html>

海外での情報発信



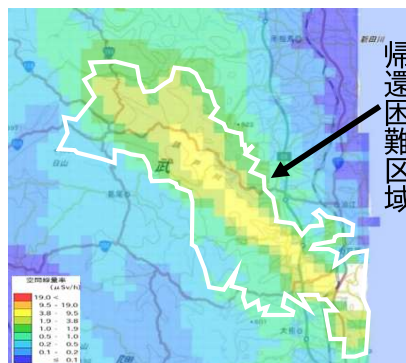
韓国・ソウルにおいて開催した「日本食魅力PRレセプション」に根本農林水産副大臣が出席し、日本産農林水産物・食品の魅力や安全性について発信した。

- 作業者の安全・安心のため、被ばく線量管理が必要な場合の留意事項をまとめた「福島森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン」を本年1月に策定。森林整備事業の発注者、受注者、作業従事者に対し、リスクコミュニケーションの専門家を招いて「実践解説会」等を開催し、現場ですぐに使えるよう周知。
- 木材の加工・流通業者に対し、木材の検査体制や検査結果についての理解が醸成されるように研修会を開催し、木材の放射性物質の状況や、木材の検査方法を周知。また、木材の放射性物質の調査・分析結果等を分かりやすく伝えるパンフレットを作成し、木材の加工・流通業者に配布。

森林整備事業の受・発注者に向けた施策

森林作業ガイドラインのポイント

- 森林作業の作業種ごとに被ばく線量（被ばく係数）が異なることを踏まえ、作業種・作業場所・作業期間の組合せの工夫により、各作業者の年間被ばく線量を低減する手法を分かりやすく提示。
 - 帰還困難区域であっても、平均空間線量率 $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下かつ土壌等の放射性セシウム濃度が 1万Bq/kg 以下の箇所であれば、被ばく線量管理を行わなくても森林整備が可能であることを明記。
- ※平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える箇所又は土壌等の放射性セシウム濃度が 1万Bq/kg を超える箇所においては、厚生労働省のガイドラインに基づく被ばく線量管理等を行いつつ実施。



航空機モニタリング（2024.12）
による空間線量率の状況



専門家による個別指導の様子

木材の加工・流通業者に向けた施策

研修会の開催

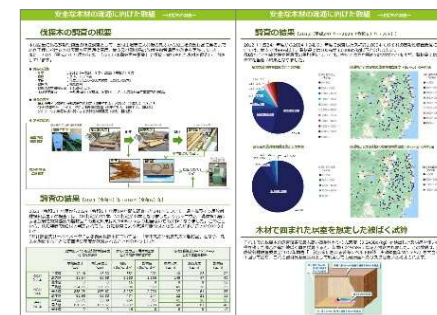
- 木材の加工・流通業者を対象に、木材の放射性物質の状況、検査装置の取扱や検知を行う意義等の理解を深めるための研修会を開催。



研修会の様子

パンフレットの作成

- 木材の放射性物質の調査・分析結果等を分かりやすく伝えるパンフレットの作成により、リスクコミュニケーションを推進。



パンフレット